

高萩・北茨城広域事務組合職員の被服等貸与規則

令和元年10月1日

規則第10号

(目的)

第1条 この規則は、高萩・北茨城広域事務組合職員定数条例（昭和59年高萩・北茨城広域工業用水道企業団条例第6号）第2条に規定する事務部局の職員に対し、職務の執行上必要な被服の貸与について定めることを目的とする。

(被服の貸与等)

第2条 被服の貸与については、北茨城市職員の被服等貸与規則（昭和49年北茨城市規則第25号）の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。